

# 家電リサイクル制度の施行状況の評価 ・検討に関する報告書に基づく今後の 対応について(修正版)

平成28年1月26日  
経済産業省  
環境省

## 報告書に基づく今後の対応について

平成26年10月、「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」において、各主体が今後取り組むべき具体的な施策が取りまとめられたところ。

今後、各主体は、以下に示す工程に沿って取組を進め、少なくとも毎年一回、本合同会合を開催し、各種施策の実施状況等の評価することとする。

### < 報告書に記載された内容 > (項目のみ)

1. 消費者の視点からの家電リサイクル制度の改善に向けた具体的な施策
2. 特定家庭用機器廃棄物の適正処理における具体的な施策
3. 家電リサイクルの一層の高度化に向けた具体的な施策
4. 対象品目について
5. リサイクル費用の回収方式について

# 1. 消費者の視点からの家電リサイクル制度の改善に向けた具体的な施策

## (1) 社会全体で回収を推進していくための回収率目標(仮称)の設定

報告書の記載	平成26年度	平成27年度	平成28年度～平成30年度
<p>国は、製造業者等、小売業者、市町村、消費者といった各主体が積極的に特定家庭用機器廃棄物の回収促進に取り組み、社会全体として適正なりサイクルを推進することを目指すため、達成時期を明らかにした回収率目標(仮称)を設定し、家電リサイクル法第3条に基づく基本方針に位置づけるとともに、回収率や回収台数の実績について、本合同会合において毎年度報告すべきである。</p>	<p>合同会合で、<b>経済産業省・環境省</b>は、<b>回収率目標(案)</b>を提示(詳細は議題2)</p> <p>基本方針改正</p>		<p><b>経済産業省・環境省</b>は、回収率や回収台数の実績について、<b>毎年度合同会合に報告</b></p>
<p>回収率を向上させるためには、単に目標を設定するだけでなく、それを達成するために各主体がそれぞれの立場で回収促進に取り組んでいくことが必要であり、各主体の取組について、本合同会合において実施状況の点検を行うべきである。</p>	<p>合同会合で、<b>経済産業省・環境省</b>は、<b>回収促進に向けた各主体の取組の方向性</b>を提示(詳細は議題2)</p>		<p><b>各主体</b>は、回収促進に向けた取組について、<b>毎年度合同会合に報告</b></p>
<p>回収率目標(仮称)を設定して各主体が回収促進に取り組む以上、その水準は、従来の推計に頼るのではなく、可能な限り実態に基づく正確な数値を根拠に算出し、設定することが必要であることから、国は、現在は推計でしか把握できていない情報について、より正確な実態の解明に取り組むべきである。</p>	<p>合同会合で、<b>経済産業省・環境省</b>は、<b>より正確な実態把握の方向性</b>を提示(詳細は議題2)</p>		<p><b>経済産業省・環境省</b>は、推計でしか把握できていない情報の<b>実態把握</b>に取り組む。(実態を把握すべき各種数値は<b>毎年度合同会合に報告</b>)</p>

# 1. 消費者の視点からの家電リサイクル制度の改善に向けた具体的な施策

## (2) 消費者の担うべき役割と消費者に対する効果的な普及啓発の実施

報告書の記載	平成26年度	平成27年度	平成28年度～平成30年度
<p>特定家庭用機器の販売や特定家庭用機器廃棄物の引取りに際して、小売業者は消費者と直に接してリサイクル料金や特定家庭用機器廃棄物の回収方法について説明できる立場にあるなど、家電リサイクル法の各主体はそれぞれ異なる立場で消費者と接点を有している。このため、国、製造業者等、小売業者、市町村、指定法人、消費者団体等のNPOは、消費者による適正な引渡しを促進していく観点から、各主体の立場を最大限活用して、互いに連携しながら、消費者により支払われるリサイクル料金が支える家電リサイクル制度の意義も含め、消費者に対する効果的な普及啓発を実施すべきである。</p>	<p>合同会合で、<b>経済産業省・環境省</b>は、<b>回収促進に向けた各主体の取組の方向性を提示</b> ( 詳細は議題2)</p>	<p><b>各主体</b>は、普及啓発の実施状況について、<b>毎年度合同会合に報告</b></p>	
<p>指定法人については、家電リサイクル法第33条第4号に基づき、普及啓発を業務の一つとして行う主体であることから、普及啓発のあり方等を議論する場を提供することを通じて、消費者に対する効果的な普及啓発を実施すべきである。</p>		<p>合同会合で、<b>家電製品協会</b>は、<b>指定法人の普及啓発の取組状況を報告</b></p>	<p><b>家電製品協会</b>は、指定法人の普及啓発のあり方等を議論する場を提供することを通じて、<b>引き続き普及啓発の取組を実施</b></p>
<p>経済産業省及び環境省は、普及啓発の一環として、消費者庁、文部科学省といった関係省庁と連携しつつ、消費者教育、環境教育にも積極的に取り組むべきである。</p>		<p>合同会合で、<b>経済産業省・環境省</b>は、<b>消費者教育・環境教育の取組状況を報告</b></p>	<p><b>経済産業省・環境省及び自治体</b>は、消費者教育・環境教育の取組を<b>引き続き実施</b></p>

# 1. 消費者の視点からの家電リサイクル制度の改善に向けた具体的な施策

## (3) リサイクル料金の透明化及び低減化

報告書の記載	平成26年度	平成27年度	平成28年度～平成30年度
<p>リサイクル料金については、それを負担している消費者の理解をより一層促進するため、国は、品目ごとの費用や人件費、設備費等といった費目など、リサイクル費用を細分化して製造業者等から報告させるとともに、製造業者等の協力のもと、委託先のリサイクルプラントがリサイクルを実施した後の資源の売却益も含めた形で可能な限り明らかにすべきである。</p>	<p>合同会合で、<b>経済産業省・環境省</b>は、25年度のリサイクル費用の実績・内訳について<b>一層細分化した様式を用いて報告</b> ( 詳細は報告 )</p>		<p><b>経済産業省・環境省</b>は、前年度のリサイクル費用の実績・内訳について、資源売却益も含めて、細分化された様式を用いて<b>毎年度合同会合に報告</b></p>
<p>国は、製造業者等の公表しているリサイクル料金が、リサイクルに必要な行為を能率的に実施した場合における適正な原価を上回っていないか専門家の知見を基に確認し、適正な原価を著しく超えていると考えられる場合には、当該製造業者等への勧告等を通じて料金の適正化に努めるべきである。</p>			<p><b>経済産業省・環境省</b>は、<b>専門家の知見を基に</b>報告徴収の結果を確認した上で、<b>製造業者等に適宜照会又はヒアリングを実施</b></p>
<p>細分化されたリサイクル費用の内訳については、製造業者等や委託先のリサイクルプラントにおける公正な競争や交渉を阻害しない範囲で、本合同会合において可能な限り公表し、リサイクル費用をより一層透明化すべきである。</p>	<p>合同会合で、<b>経済産業省・環境省</b>は、25年度のリサイクル費用の実績・内訳について<b>一層細分化した様式を用いて報告</b></p>		<p><b>経済産業省・環境省</b>は、前年度のリサイクル費用の実績・内訳について、細分化された様式を用いて<b>毎年度合同会合に報告</b></p>
<p>リサイクル料金の透明化を通じて、製造業者等自らがリサイクル料金の水準を家電リサイクル法に照らして適正か否かを検証し、リサイクルの質とのバランスに配慮しつつ、環境配慮設計の推進や費用の低減についての製造業者等間の競争を通じて、リサイクル料金の低減化に積極的に取り組むべきである。</p>			<p><b>製造業者等</b>は、リサイクル費用の実績・内訳に関する本合同会合における御意見も踏まえて、<b>リサイクル料金の改定等について検討</b> <b>経済産業省・環境省</b>は、リサイクル料金の改定状況を適宜<b>合同会合に報告</b></p>

# 1. 消費者の視点からの家電リサイクル制度の改善に向けた具体的な施策

## (4) 小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物の回収体制の構築等による排出利便性の向上

報告書の記載	平成26年度	平成27年度	平成28年度～平成30年度
<p>小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物(いわゆる義務外品)については、回収体制が構築されていない場合には、消費者の排出利便性が損なわれ、不法投棄や不適正処理のおそれがあることから、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市町村が、地域の実情に応じ、小売業者や一般廃棄物収集運搬許可業者と連携した回収体制を早急に構築する必要がある。</p> <p>このため、全ての市町村においてこれらの特定家庭用機器廃棄物の回収体制が構築されるよう、国は、回収体制に関するガイドラインの策定等を通じて、市町村の取組を支援し、その状況について定期的にフォローアップすべきである。</p>	<p>合同会合で、<b>環境省</b>は、<b>義務外品回収体制に関するガイドライン(案)</b>を提示( 詳細は報告 )</p> <p><b>環境省</b>は、義務外品回収体制に関するガイドラインを<b>市町村</b>に提供</p>	<p><b>義務外品の回収体制が構築されていない市町村は、早急に回収体制を構築</b></p> <p><b>環境省</b>は、義務外品の回収体制の構築の状況等について、<b>毎年度合同会合に報告</b></p>	
<p>国や製造業者等は、インターネット手続の活用を含め、郵便局における家電リサイクル券の運用改善など、消費者の利便性を高めるための方策を検討すべきである。</p>		<p><b>家電製品協会</b>は、<b>インターネット手続の活用、郵便局券の運用改善等</b>について報告</p>	<p><b>経済産業省・環境省や製造業者等</b>は、引き続き、消費者の利便性向上のための方策を検討し、その状況について<b>適宜合同会合に報告</b></p>

# 1. 消費者の視点からの家電リサイクル制度の改善に向けた具体的な施策

## (5) 適正なリユースの促進

報告書の記載	平成26年度	平成27年度	平成28年度～平成30年度
<p>国又は自治体は、「リユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドライン」に基づき仕分け基準を作成し、優良なリユースを行っている業者に関する情報発信や、小売業者が特定家庭用機器を適切に修理する取組の推奨を行うべきである。</p>	<p>経済産業省・環境省は、優良なリユースを行っている業者に関する効果的な情報発信方法等について検討</p>	<p>経済産業省・環境省は、優良なリユースを行っている業者に関する情報発信方法等について、合同会合で報告</p>	<p>経済産業省・環境省又は自治体は、優良なリユースを行っている業者に関する情報発信等を実施</p>

## 2. 特定家庭用機器廃棄物の適正処理における具体的な施策

### (1) 不適正処理に対する取締りの徹底

報告書の記載	平成26年度	平成27年度	平成28年度～平成30年度
<p>国は、3.19通知の各自治体への周知徹底を図ることや具体的な運用の事例集の作成等を通じて、自治体が3.19通知を着実に運用し、違法な廃棄物回収業者等による特定家庭用機器廃棄物の不適正処理に対して、警察など関係機関に協力を求めつつ、廃棄物処理法に基づき厳格に対処できるよう、これまで以上に徹底して取り組むべきである。</p>	<p>環境省は、事例集を作成し、自治体に提供。また、自治体職員向けセミナーを実施</p>	<p>環境省は、都道府県・市町村に対する説明の機会を捉えて3.19通知や事例集等の周知徹底を図るとともに、毎年度合同会合において周知の状況を報告 また、環境省は、自治体における違法な廃棄物回収業者・処分業者の取締り状況(立入検査等の件数)について、毎年度合同会合において報告 自治体は、警察などの関係機関と協力した、違法な廃棄物回収業者等に対する取締りを実施</p>	
<p>解体する建築物に残置された特定家庭用機器廃棄物について、不適正な処理が行われている事例等もあることから、国は、特定家庭用機器廃棄物が残置されないように、当該建築物の所有者等が特定家庭用機器廃棄物を家電リサイクル法等に基づき適正な主体に引き渡すよう、引き続き都道府県等を通じて周知するとともに、廃棄物処理法に違反する取扱いがあれば、自治体は適切に取締りを行うべきである。</p>	<p>環境省は、解体時に残置された家電についての実態を調査</p>	<p>環境省は、都道府県・市町村に対する説明の機会を捉えて建築物の解体時における残置物の取扱いに関する通知の周知するとともに、適宜合同会合において周知の状況を報告</p>	
<p>特定家庭用機器廃棄物の違法な廃棄物回収業者等への引渡しについては、不法投棄や不適正処理につながる可能性があるとともに、消費者トラブルが発生することもある。そのため、消費者がそれらの違法な業者を利用しないよう、国や市町村等が中心となり、小売業者や製造業者、指定法人といった関係主体が協力して、消費者に対して家電リサイクル法ルート等への適正な排出を促す周知・広報を徹底すべきである。</p>	<p>合同会合で、経済産業省・環境省は、回収促進に向けた取組の方向性を提示 ( 詳細は議題2 )</p>	<p>各主体は、普及啓発の実施状況について、毎年度合同会合に報告</p>	

## 2. 特定家庭用機器廃棄物の適正処理における具体的な施策

### (2) 不法投棄対策及び離島対策の実施

報告書の記載	平成26年度	平成27年度	平成28年度～平成30年度
<p>市町村は、地域の実情に応じて、関係者と協力して特定家庭用機器廃棄物の不法投棄の未然防止対策に取り組む必要がある。</p> <p>国は、不法投棄の状況について、より詳細な把握に努めるとともに、不適正処理の対策に積極的に取り組み、成果を上げている市町村の事例を収集し、提供すること等を通じて、市町村の取組を支援すべきである。</p>	<p>合同会合で、<b>環境省</b>はより詳細な把握を含めた<b>不法投棄の状況について報告</b> ( 詳細は報告 ) <b>環境省</b>は、好事例を収集し、<b>自治体に提供</b></p>		<p><b>市町村</b>は、地域の実情に応じて、<b>不法投棄の未然防止を実施</b> <b>環境省</b>は、不法投棄の状況について<b>詳細な把握に努めるとともに</b>、その状況について、<b>毎年度合同会合で報告</b> また、<b>環境省</b>は、不法投棄・不適正処理対策の好事例の収集・提供による自治体の支援状況について、<b>毎年度合同会合で報告</b></p>
<p>不法投棄され、市町村が回収した特定家庭用機器廃棄物について、廃棄物処理法に基づき、製造業者等の委託先であるリサイクルプラントに引き渡し、処理すること等を通じて、国は不法投棄に係る市町村の負担軽減を図るべきである。</p>	<p><b>環境省</b>は、自治体に対する<b>周知の実施</b> <b>経済産業省</b>は、リサイクルプラントに対する<b>周知の実施</b></p>		<p><b>経済産業省・環境省</b>は、当該運用の活用状況について、<b>適宜合同会合で報告</b></p>
<p>製造業者等は、市町村の取組を支援するため、不法投棄対策等に積極的な市町村に対して、引き続き不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力を通じて、不法投棄未然防止対策や、不法投棄された特定家庭用機器廃棄物の処理費用に係る市町村の負担軽減、離島地域における収集運搬料金の負担の低減化を進めるため、両事業協力の延長等を行うべきである。</p>			<p><b>製造業者等</b>は、不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力を<b>平成29年度まで延長</b> <b>環境省</b>は、不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力について<b>市町村に対して周知を実施</b></p>
<p>両事業協力については、現状、利用している市町村が限られていることから、より多くの市町村が両事業協力を活用できるよう、製造業者等は、市町村が申請する際の手続の簡素化や両事業協力の内容の改善等を検討すべきである。</p>			<p><b>家電製品協会</b>は、両事業協力の申請等の状況について、<b>毎年度合同会合において報告</b></p>

## 2. 特定家庭用機器廃棄物の適正処理における具体的な施策

### (3) 小売業者の引渡義務違反に対する監督の徹底

報告書の記載	平成26年度	平成27年度	平成28年度～平成30年度
引取台数の多い小売業者に対して、国は、店舗毎の引取台数と販売台数を定期的に報告させる等の取組を行うべきである。	<p>経済産業省・環境省は、大手小売業者を対象に、店舗毎の引取台数及び販売台数の報告徴収を実施し、結果をもとに次年度における経済産業省・環境省の立入検査先の選定に活用</p>		
国は、インターネット販売事業者や通信販売事業者を含め、小売業者から製造業者等への引渡義務違反等に対する監督を徹底すべきである。	<p>経済産業省・環境省は、インターネット販売事業者・通信販売事業者に対する説明会を開催し、小売業者の義務の履行を徹底</p>	<p>経済産業省・環境省は、インターネット販売事業者・通信販売事業者についても立入検査を実施 また、経済産業省・環境省は、立入検査件数と指導件数について、毎年度合同会合で報告</p>	

### (4) 廃棄物処分許可業者による処理状況等の透明性の向上

報告書の記載	平成26年度	平成27年度	平成28年度～平成30年度
廃棄物処分許可業者による特定家庭用機器廃棄物の処理状況等について、国は、自治体に対して、廃棄物処分許可業者による廃棄物の適正処理の状況に係る他の情報を活用しつつ、特定家庭用機器廃棄物を処分している事業者への報告徴収・立入検査を通じ、廃棄物処理法の告示に基づいて処分が行われているか定期的に確認するよう周知するとともに、その結果をとりまとめて公表すべきである。	<p>環境省は、都道府県・政令市に対して、特定家庭用機器廃棄物を処分している産業廃棄物処分許可業者の適正処理の状況を調査し、毎年度合同会合で報告</p>		
特に、フロン類については、その回収量等を把握する方策について、国は検討すべきである。	<p>環境省は、特定家庭用機器廃棄物を処分している産業廃棄物処分許可業者のフロン回収量の把握方策について検討し、回収量等について適宜合同会合で報告</p>		

## 2. 特定家庭用機器廃棄物の適正処理における具体的な施策

### (5) 海外での環境汚染を防止するための水際対策の徹底

報告書の記載	平成26年度	平成27年度	平成28年度～平成30年度
<p>廃棄物等の不法輸出の水際対策については、経済産業省、環境省及び税関が引き続き連携して対応することが不可欠である。国は、水際での有効な取締りを行うため、廃棄物の違法な回収、不適正処理等に対する取締りを行う自治体との情報共有等の連携を強化していくべきである。</p>		<p>環境省は、経済産業省、環境省及び税関と自治体との情報共有等の連携状況について、毎年度合同会合で報告</p>	
<p>リユースに適さない使用済電気・電子機器が中古品と偽って輸出されないよう、平成25年9月に策定した「使用済み電気・電子機器の中古品判断基準」に基づき、経済産業省、環境省及び税関が引き続き連携して、輸出者が基準を満たしていることを証明した内容が十分であるか等を、適切に確認していくべきである。</p>	<p>経済産業省、環境省及び税関は、引き続き連携して、輸出者が基準を満たしていることを証明した内容が十分であることを確認</p>		

### 3. 家電リサイクルの一層の高度化に向けた具体的な施策

#### (1) 再商品化率の向上と質の高いリサイクルの推進

報告書の記載	平成26年度	平成27年度	平成28年度～平成30年度
<p>家電リサイクル法においては、「再商品化」を、機械器具が廃棄物となったものから部品及び材料を分離し、自らこれを製品の部品又は原材料として利用する行為、又はこれを製品の部品又は原材料として利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にする行為と定義している。</p> <p>家電リサイクルの質を担保していく観点から、国は、これらの部品及び材料の分離等に関する望ましい取組について、製造業者等に対してガイドラインを示すべきである。</p>	<p>経済産業省・環境省は、製造業者等に対する通知(ガイドライン)を策定</p>	<p>合同会合で経済産業省・環境省は、ガイドラインについて報告</p>	<p>製造業者等は、ガイドラインに基づき再商品化を実施</p>
<p>再商品化率については、法定の水準と製造業者等が実際に達成している水準との間に乖離が生じていることを踏まえ、今後のリサイクル技術の進展や資源相場の変動といった事情も考慮しながら、実態に即した適切な水準となるよう、国は法定の水準を引き上げるべきである。</p>	<p>合同会合で、経済産業省・環境省は、再商品化率(案)を提示(詳細は議題3)</p>	<p>政令改正</p>	<p>経済産業省・環境省は、再商品化率の実績等について毎年度合同会合で報告</p>

### 3. 家電リサイクルの一層の高度化に向けた具体的な施策

#### (1) 再商品化率の向上と質の高いリサイクルの推進(続き)

報告書の記載	平成26年度	平成27年度	平成28年度～平成30年度
<p>今後ともリサイクルの「質」を高めていく観点から、国は、再商品化率に加えて再資源化率の把握に努めるとともに、重要な金属や素材の一層の分別回収や水平リサイクルを促進すること等、製造業者等による高度なりサイクルの取組を促進することを基本方針に位置づけ、その取組を本合同会合において評価すべきである。</p>	<p>合同会合で、<b>経済産業省・環境省</b>は、<b>基本方針(案)</b>を提示(詳細は議題3)</p> <p>基本方針改正</p>	<p><b>経済産業省・環境省</b>は、製造業者等に対して<b>再資源化率</b>について調査を実施</p>	<p><b>経済産業省・環境省</b>は、再資源化率の調査結果について、<b>毎年度合同会合</b>で報告</p>
<p>国は、循環型社会の形成に向けて、製造業者等がリサイクルを実施した後の資源の譲渡先のトレーサビリティを可能な範囲で高めることについて、今後検討していくべきである。</p>		<p><b>経済産業省・環境省</b>は、製造業者等に対して<b>資源の譲渡先のトレーサビリティ</b>について調査を実施</p>	<p><b>経済産業省・環境省</b>は、引き続き<b>トレーサビリティを高める方策</b>について検討</p>

### 3. 家電リサイクルの一層の高度化に向けた具体的な施策

#### (2) 有害物質について

報告書の記載	平成26年度	平成27年度	平成28年度～平成30年度
<p>製造業者等は、特定家庭用機器廃棄物のリサイクルに当たって、廃棄物処理法等に従い、その部品に含まれるPCBや鉛、水銀といった有害物質について厳格に対応してきたところであり、これらの適正処理の対応状況等について、本合同会合や様々な媒体を通じて、積極的に情報発信を行うべきである。</p>		<p>合同会合で製造業者等は、有害物質管理の取組状況について報告</p>	<p>製造業者等は、引き続き、有害物質について適正処理及び積極的な情報発信を実施</p>
<p>特定家庭用機器廃棄物を扱う廃棄物処分許可業者についても、廃棄物処理法に基づく有害物質の適正処理が求められることから、都道府県等は、その対応状況等の実態について適切に把握すべきである。</p>		<p>環境省は、産業廃棄物処分許可業者に対する調査において、有害物質の適正処理状況について調査し、毎年度合同会合で報告</p>	
<p>特定家庭用機器を含む電気・電子機器については、J-MOSSや欧州のRoHS指令への対応等に既に取り組んでいるところであるが、製造業者等は、引き続き、製品設計の段階から有害物質の使用量を可能な限り低減するよう努めるべきである。</p>		<p>合同会合で製造業者等は、有害物質の使用量低減の取組状況について報告</p>	<p>製造業者等は、引き続き、製品設計の段階から有害物質の使用量低減の取組を実施</p>

## 4. 対象品目について

報告書の記載	平成26年度	平成27年度	平成28年度～平成30年度
<p>これらの品目については、いずれも平成25年4月に施行された使用済電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号)の対象品目となっており、まずは同法の下で回収を促進していくべきであるが、市町村において処理が困難となっているとの指摘があることから、出荷台数や配達率の状況、市町村における処理状況、同法の施行状況を把握し、今後とも国は家電リサイクル法の対象品目の追加について検討を行っていくべきである。</p>		<p>経済産業省・環境省は、小型家電リサイクル法の施行状況や市町村における処理状況について把握し、対象品目の追加について検討</p>	

## 5. リサイクル費用の回収方式について

報告書の記載	平成26年度	平成27年度	平成28年度～平成30年度
<p>国においては、引き続き、諸外国の事例の情報収集等に努め、購入時負担方式を採用した場合の効果やそれぞれの方式における論点・課題等について、今後とも検討を行うべきである。</p>		<p>経済産業省・環境省は、海外事例の情報収集に努め、購入時負担方式を採用した場合の論点・課題等について検討</p>	